

別添 3 別紙様式・記載例・定款例集

本監督指針における別紙様式について、別添のとおり書式例、記載例及び定款例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

〈目 次〉

ページ

＜様式＞

Ⅱ－１－４－３	別紙様式１（不祥事件届出書）	１
Ⅱ－２－１－２	別紙様式２－１（自己資本基準等改善状況の報告）	５
Ⅱ－２－１－２	別紙様式２－２（自己資本基準等改善状況の報告）	８
Ⅲ－１－２－３	別紙様式３（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）	２６
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式４（組合設立の認可）	２７
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式５（組合の定款変更の認可）	２８
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式６（組合の定款変更の届出）	２９
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式７（組合解散の認可）	３０
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式８（組合解散の届出）	３１
Ⅲ－２－１－２－１・２・３	別紙様式９（〇〇規程の承認）	３２
Ⅲ－２－１－２－１・２・３	別紙様式１０（〇〇規程変更の承認）	３３
Ⅲ－２－１－２－１・２・３	別紙様式１１（〇〇規程変更の届出）	３４
Ⅲ－２－１－２－１・２・３	別紙様式１２（〇〇規程廃止の届出）	３５
Ⅲ－２－１－３－２	別紙様式１３（新設合併の認可）	３６
Ⅲ－２－１－３－２	別紙様式１４（吸収合併の認可）	３７
Ⅲ－２－１－３－２	別紙様式１５（吸収合併の認可（法第65条の２に定める 合併手続を行う場合））	３８
Ⅲ－２－１－４－２	別紙様式１６（新設分割の認可）	４０
Ⅲ－２－１－４－２	別紙様式１７（新設分割の認可（法第70条の４に定める 新設分割手続を行う場合））	４１
Ⅲ－２－５－５	別紙様式１８（子会社等財務報告書・組合報告用）	４２
Ⅲ－２－５－５	別紙様式１９（子会社等財務報告書・取りまとめ用）	４３
Ⅶ－２－１	別紙様式２０（監査規程変更の認可）	４４
Ⅶ－２－１	別紙様式２１（監査規程変更の届出）	４５
Ⅶ－２－１	別紙様式２２（監査規程廃止の届出）	４６

＜参考・定款例＞

Ⅱ－１－２－２	別紙参考 員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法	４７
Ⅳ－２	別紙定款例（農事組合法人定款例）	４８

不 祥 事 件 の 概 要

年 月 日現在	第 報	当初報告日（第１報）	年 月 日
---------------	-------	------------	-------------

（最終報告は「最終報」と記述すること。）

都道府県名		組 合 名	農業協同組合
		指定組合（農協法第10条第18項）の指定の有無	有・無
発生部署名		特定農協（信用事業令第59条）の承認の有無	有・無

不祥事件の内容の事業区分 （信用・共済・販売・購買・その他）		報告書作成者 の所属・氏名	（所属） （氏名）
-----------------------------------	--	------------------	--------------

１．当事者について

氏 名		性 別		年 齢		在職期間	年 月
-----	--	-----	--	-----	--	------	--------

職 種 （管理職・一般職・臨時職・派遣等を記入する。）	役職名
--------------------------------	-----

２．不祥事件の概要

① 不祥事件の種類	（業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等を記入する。）
② 発覚の端緒	（本不祥事件発覚の端緒となった出来事を記入する。）
③ 当事者の動機	（当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。）
④ 手口	（不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。）
⑤ 不祥事件が防げなかった管理上の問題点	（未然に防げなかった組合の問題点を記入する。）

3. 発生から報告までの経過

不祥事件の発覚年月日	年 月 日
不祥事件の行われた時期	年 月 ～ 年 月
不祥事件の行われた期間	年 ヶ月

不祥事件の調査・解明部署名	
---------------	--

○調査・解明部署が行った調査の結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不祥事件の調査・解明を行うに当たって、事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不祥事件の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。)
-----------	---

理事会への報告年月日	年 月 日
経営管理委員会への報告年月日	年 月 日

○理事会(経営管理委員会)提出資料及び議事録(抄本)を添付する。

行政庁への報告年月日	年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第231条第6項に違反する場合)は報告遅延理由を記入する。)

警察への連絡年月日	〇〇署へ 年 月 日に連絡(又は被害届を提出)
(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不祥事件について警察に連絡(又は被害届を提出)していない場合はその理由を記入する。)

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

○新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

○組合員へ説明を行った場合は、組合員に配布した資料を添付する。

4. 内部監査の状況

当該不祥事件発生部署に対する内部監査の実施日(直近3ヵ年)	年 月 日	通告・無通告
	年 月 日	通告・無通告
	年 月 日	通告・無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近3ヶ年で当該不祥事件発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。)	

5. 被害状況

(単位：千円)

被害額(A)	補てん額又は 補てん見込額	実被害額(C) (A)-(B)	実被害額の処理方法
	当事者 親 親族 保証人 〇〇保険 役員 職員 その他 合計(B)		(補てん後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)

6. 当事者等への処分等

① 当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する。)
(処分理由)	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合はその理由を記入する。)

○就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲戒委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	年 月 日
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する。)
(処分理由)	(懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。)
退職金の支払状況	(全額支給・〇〇%カット・全額不支給のいずれかを記入する。)
	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。)

② 役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職名	氏 名	処 分 内 容

③ 告訴

告訴の有無	有 ・ 無	告訴年月日	年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合はその理由を記入する。)			

7. 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数))	有 ・ 無 (/)
講じた再発防止策等	(被害者(契約者)への対応状況、類似案件調査の実施状況及び発生原因を踏まえて直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
講じる再発防止策	
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェックを行う体制の整備等)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)	

注1：第1報は、不祥事件の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告(電話やメール等での報告も可)し、第2報として、速やかに、先に報告した内容に加え、不祥事件の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：連合会については、「組合」を「連合会」に「農業協同組合」を「農業協同組合連合会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「代表理事長」又は「理事長」に置き換えること。

注3：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

Ⅱ－２－１－２ 別紙様式２－１（自己資本基準等改善状況の報告）

番 号 年 月 日 農林水産大臣 殿 農政局長 殿 都道府県知事 殿 農業協同組合（連合会）名 代表理事組合長（代表理事理事長、代表理事会長、会長等） 氏 名 財務改善計画の報告について 令和 年 月 日付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので、報告します。	
---	--

（別添）

財 務 改 善 計 画 書

農業協同組合（連合会）名

１．財務の状況及び改善目標年度

（単位：百万円）

	金 額	解 消 年 度
自 己 資 本 基 準（施行令第３条の２）	不足額 ▲	〇〇年度

注１：解消年度の欄には、自己資本基準充足率の区分に応じ、第２区分であれば３年以内に少なくとも８０％、第３区分であれば２年以内に少なくとも５０％、第４区分であれば１年以内に少なくとも０％以上を達成する年度を記載すること（以下同じ）。

注２：自己資本基準不足額は２．⑫（直近年度末の数値）と一致する。

２．改善目標（総括表）

（単位：％、百万円）

	〇〇年度末 現在	〇〇年度末		〇〇年度末 (解消)
自己資本の額 ①				
有形固定資産（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産を除く。） ②				
設備借入金その他の借入金の額 ③				
リース債務の額 ④				
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤				
規制対象固定資産の額 ⑥（②－③－④－⑤）				
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。） ⑦				
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧				
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨				
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩				

規制対象外部出資の額 ⑪ (⑦－⑧－⑨－⑩)				
自己資本不足額 ⑫ (⑥＋⑪－①)				
比率 ⑬ (①／ (⑥＋⑪) × 100)				

3. 財務改善計画

(1) 自己資本増強計画

① 取組方針

② 資本調達計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
当年度出資金増加額					
本出資金増加額					
うち後配出資					
非累積的永久優先出資増加額					
内部留保増加額					
劣後債務増加額					
当年度増加額計					
期末自己資本額					

注：期末自己資本額は2. ①の額と一致する。

(2) 固定資産取得・処分計画

① 取組方針

② 取得・処分計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度 (解消)
固定資産取得額（資産除去債務相当資産を除く。）					
取得予定施設内訳					
固定資産処分量（資産除去債務相当資産を除く。）					
処分予定施設内訳					
償却額（無形の直接償却含む、資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。）					
期末固定資産額（資産除去債務相当資産を除く。）					

注：期末固定資産額は2. ②の額と一致する。

(3) 資金調達・償還計画

① 取組方針

② 借入・償還計画

総括表

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注 1：農業協同組合法施行規則第201条第 2 項で規定する借入金を記入する。

注 2：期末借入金残高の額は 2. ③の額と一致する。

(うち〇〇資金又は〇〇からの借入)

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注：資金種類（系統資金、近代化資金、農林金融公庫資金、その他金融機関等）ごとに作成する。

(4) 外部出資の出資・引揚計画

① 取組方針

② 出資・引揚計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)
外部出資増加額				
出資先内訳				
外部出資引揚額				
出資先内訳				
償却・引当額				
期末外部出資額				
うち農業協同組合連合会への払込済出資金				
うち農林中央金庫への払込済出資金				
うち農業信用基金協会への払込済出資金				
期末規制対象外部出資額				

注 1：期末外部出資額は 2. ⑦の額と一致する。

注 2：うち農業協同組合連合会への払込済出資金は、2. ⑧の額と一致する。

注 3：うち農林中央金庫への払込済出資金は、2. ⑨の額と一致する。

注 4：うち農業信用基金協会への払込済出資金は、2. ⑩の額と一致する。

注 5：期末規制対象外部出資額は 2. ⑪の額と一致する。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
都道府県知事 殿

〇〇厚生農業協同組合連合会
代表理事会長（代表理事理事長）
氏 名

財務改善計画の報告について

令和 年 月付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり策定
しましたので、報告します。

（添付書類）

- 1 財務改善計画書
- 2 財務改善計画を決議した総会（総代会）の議事録（抄本）
- 3 中長期事業計画

財務改善計画書

〇〇厚生農業協同組合連合会

1. 財務の状況及び自己資本基準達成年度

(単位：百万円)

	金 額	該当区分	区分達成年度
自己資本基準 (自己資本基準充足率)	不足額 (%)	第 区分	令和 年度末

注 1 : 区分達成年度は、自己資本基準充足率の区分に応じ、第 1 区分であれば、3 年以内に自己資本充足率を100%以上、第 2 区分であれば3 年以内に80%以上、第 3 区分であれば2 年以内に50%以上、第 4 区分であれば1 年以内に0%以上を達成する年度を記載すること。

注 2 : 自己資本基準不足額及び自己資本基準充足率は、直近の決算値（見込み値を含む。）とする。

注 3 : 財務改善計画は、上記区分達成年度内に、次の区分達成年度に向けた財務改善計画を再提出すること。

2. 自己資本基準の改善目標

(1) 自己資本基準

① 実績(過去5ヵ年)

(単位:千円)

	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)
自己資本の額 ①					
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産 の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②					
設備借入金その他の借入金の額 ③					
リース債務の額 ④					
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計 額 ⑤					
規制対象固定資産の額 ⑥=②-③-④-⑤					
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦					
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧					
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨					
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩					
規制対象外部出資の額 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩					
自己資本不足額 ⑫=⑥+⑪-①					
比 率 ⑬=①/(⑥+⑪)×100	%	%	%	%	%

② 計画(3ヵ年)

	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)
自己資本の額 ①			
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産 の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②			
設備借入金その他の借入金の額 ③			
リース債務の額 ④			
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計 額 ⑤			
規制対象固定資産の額 ⑥=②-③-④-⑤			
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦			
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧			
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨			
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩			
規制対象外部出資の額 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩			
自己資本不足額 ⑫=⑥+⑪-①			
比 率 ⑬=①/(⑥+⑪)×100	%	%	%

2. 自己資本基準の改善目標

(2) 自己資本基準（自己資本の増減、固定資産の増減）

① 実績(過去5ヵ年)

(単位:千円)

	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)
自己資本の増減額 (A)					
うち出資金					
うち当期剰余金(損失金)					
うち劣後債務					
規制対象固定資産の増減額 (B)					
うち固定資産の取得額(帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く。)) (a)					
うち固定資産の取得のための借入金 (b)					
規制対象固定資産増加額 (a)-(b)					
うち固定資産の処分額(減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)					
うち償却額(資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。)					
(A) - (B)					

② 計画(3ヵ年)

	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)
自己資本の増減額 (A)			
うち出資金			
うち当期剰余金(損失金)			
うち劣後債務			
規制対象固定資産の増減額 (B)			
うち固定資産の取得額(帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く。)) (a)			
うち固定資産の取得のための借入金 (b)			
規制対象固定資産増加額 (a)-(b)			
うち固定資産の処分額(減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)			
うち償却額(資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。)			
(A) - (B)			

2. 自己資本基準の改善目標

(3) 固定資産の取得計画(5ヵ年)

(単位：百万円)

取得 予定年度	施設の 名前	取得価額(見込み)				資金計画(見込み)							帳簿価格 (見込み)	備考
		総 額	うち 土地	うち 建物	うち 機械	うち補助金		うち自己負担				うち その他		
							%	合計	%	うち 借入金	うち 現預金			
〇〇年度計														
〇〇年度計														
〇〇年度計														
〇〇年度計														
〇〇年度計														
〇〇年度計														

注：取得価格(見込み)及び帳簿価格(見込み)については、資産除去債務相当資産を除く。

2. 自己資本基準の改善目標

(4) 固定資産の処分計画(5ヵ年)

(単位：百万円)

処分 予定年度	施設の名前	処分する固定資産の帳簿価格 (A) (減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)				処分費用(見込み) (B) (整地、解体、処理費用など)				売却額 (見込み) (C)	(C) - (A) = (D)	(D) - (B)	備考
		総 額	うち 土地	うち 建物	うち 機械	総 額	うち 土地	うち 建物	うち 機械				
〇〇年度計													
〇〇年度計													
〇〇年度計													
〇〇年度計													
〇〇年度計													
〇〇年度計													

3. 経営・財務計画

(1) 厚生連全体

(単位: 人、床、千円(診療単価のみ円)、%)

項目	厚生連全体					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
外来取扱患者延べ数						
外来診療単価(円)						
入院取扱患者延べ数						
入院診療単価(円)						
病床利用率						
許可病床数						
うち休床数						
診療科数						
うち休診療科数						
常勤医師数						
看護職員数						
医業収益						
保健資材収益						
養成収益						
訪問看護収益						
施設運営収益						
老人福祉事業収益						
その他の事業収益						
事業収益計						
医業費用						
保健資材費用						
養成費用						
訪問看護費用						
施設運営費用						
老人福祉事業費用						
給与費						
研究研修費						
業務費						
設備関係費						
うち減価償却費						
その他の事業費用						
事業費用計						
事業利益						
経常利益						
税引前当期利益						
当期剰余金						

3. 経営・財務計画

(2) 施設別 ○○病院(又は○○診療所等)

(単位:人、床、千円(診療単価のみ円)、%)

項目	○○病院(又は○○診療所等)					
	○○年度		○○年度		○○年度	○○年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
外来取扱患者延べ数						
外来診療単価(円)						
入院取扱患者延べ数						
入院診療単価(円)						
病床利用率						
許可病床数						
うち休床数						
診療科数						
うち休診療科数						
常勤医師数						
看護職員数						
医業収益						
保健資材収益						
養成収益						
訪問看護収益						
施設運営収益						
老人福祉事業収益						
その他の事業収益						
事業収益計						
医業費用						
保健資材費用						
養成費用						
訪問看護費用						
施設運営費用						
老人福祉事業費用						
給与費						
研究研修費						
業務費						
設備関係費						
うち減価償却費						
その他の事業費用						
事業費用計						
事業利益						
経常利益						
税引前当期利益						
当期剰余金						

3. 経営・財務計画

(3) 給与費(人件費)内訳 ①総額

(単位:千円)

項目	厚生連全体					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
給与費(人件費)総額						
常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
役員報酬						
うち経営管理委員						
うち理事						
役員退職慰労金						
うち経営管理委員						
うち理事						

3. 経営・財務計画

(3) 給与費(人件費)内訳 ②1人当たり

(単位:千円)

項目	1人当たり					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
役員報酬						
うち経営管理委員						
うち理事(常勤)						
うち理事(非常勤)						
役員退職慰労金						
うち経営管理委員						
うち理事(常勤)						
うち理事(非常勤)						

注:常勤の経営管理委員がいる場合は、項目を設け、常勤・非常勤の別がわかるように記入すること。なお、職員兼務理事がいる場合は、項目を設け別に記入すること。

3. 経営・財務計画

(4) 業務費等内訳

(単位:千円)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
業務費							
うち会議費							
うち役員会議							
うち職員会議							
うち接待交際費							
うち役員支出							
うち職員支出							
うち宣伝広告費							
うち諸会費							
うち通信費							
うち印刷・消耗品費							
うち職員被服費							
うち図書・研修費							
うち事務委託費							
うち旅費交通費							
うち出張旅費							
うち交通費							
うち水道光熱費							
うち保険料							
うち賃借料							
うち福利厚生費							
うち消耗器具備品							
うち貸倒損失							
施設費							
うち減価償却費							
うち賃借料							
うち地代家賃							
うち修繕費							
うち機器保守料							
うち機器設備保険料							
うち車両関係費							

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ①収益性

(単位:千円、%)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
事業利益率 (事業利益／事業収益)							
総資本事業利益率 (事業利益／総資本(自己資本＋負債))							
償却前事業利益率 ((事業利益＋減価償却費)／事業収益)							
材料費率 (材料費／事業収益)							
人件費率 (給与費／事業収益)							
医師人件費率 (医師給与・賞与／事業収益)							
看護職員人件費率 (看護職員給与・賞与／事業収益)							
その他人件費率 (医師・看護職員を除く給与・賞与／事業収益)							
減価償却費率 (減価償却費／事業収益)							
業務費率 (業務費／事業収益)							
金利負担率 (支払利息／事業収益)							
総資本回転率 (事業収益／総資本(自己資本＋負債))							
固定資産回転率 (事業収益／固定資産)							
医師1人当たりの事業収益 (事業収益／常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの事業収益 (事業収益／常勤換算看護職員数)							
その他職員1人当たりの事業収益 (事業収益／常勤換算その他職員数)							

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ②安全性

(単位:千円、%)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
自己資本基準充足率 (農協法施行令第3条の2)							
固定長期適合率 (固定資産／(純資産＋固定負債))							
借入金比率 (長期借入金／事業収益)							
流動比率 (流動資産／流動負債)							
1床当たりの固定資産額 (固定資産／許可病床数)							
1床当たりの固定負債額 (固定負債／許可病床数)							

20

(5) 経営指標 ③機能性 ア 全体

(単位:%、人)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
病床利用率 (1日平均入院患者／平均許可病床数)							
平均在院日数 (在院患者延数／(新入院患者＋退院患者)×1/2)							
医師1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数／常勤換算医師数)							
医師1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数／常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数／看護職員数)							
看護職員1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数／看護職員数)							

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ③機能性 イ ○○病院(又は○○診療所等)

D P C 導入年度(又は予定年度) 年度

7 : 1 配置基準取得年度(又は予定年度) 年度

(単位: %、人)

	○○年度		○○年度		○○年度	○○年度	○○年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
看護職員配置人数							
7:1配置基準 必要配置看護職員数							
10:1配置基準 必要配置看護職員数							
病床利用率 (1日平均入院患者／平均許可病床数)							
平均在院日数 (在院患者延数／(新入院患者＋退院患者)×1/2)							
医師1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数／常勤換算医師数)							
医師1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数／常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数／看護職員数)							
看護職員1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数／看護職員数)							
医師1人当たりの事業収益 (事業収益／常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの事業収益 (事業収益／常勤換算看護職員数)							
その他職員1人当たりの事業収益 (事業収益／常勤換算その他職員数)							
人件費率 (給与費／事業収益)							
医師人件費率 (医師給与・賞与／事業収益)							
看護職員人件費率 (看護職員給与・賞与／事業収益)							
その他人件費率 (医師・看護職員を除く給与・賞与／事業収益)							

3. 経営・財務計画

(6) 経営改善に向けた具体的な取組 ①収入増加対策

(単位：千円)

項目			具体的な取組内容	取組による効果(額)		
				〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
収入増加のための取組み	医業収益	収入の確保				
		施設基準の取得等				
		検診等				
	訪問看護収益					
	事業外収益・特別利益					
	その他					
	小 計					

3. 経営・財務計画

(6) 経営改善に向けた具体的な取組 ②費用削減対策

(単位：千円)

項目			具体的な取組内容	取組による効果(額)		
				〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
費用削減のための取組み	医業費用	材料費				
		委託費				
		検診等				
	訪問看護費用					
	人件費					
	業務費					
	施設関係費					
	事業外費用・特別損失					
	その他					
	小 計					

3. 経営・財務計画

(7) 赤字施設の原因及び解消策 ○○病院(又は○○診療所等)

取組年度	当期利益 (千円)	赤字の原因		改善取組の内容	効果額(千円)	地方自治体等の支援	施設の廃止・譲渡等の 検討状況
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					

注:過去3ヵ年において一期でも赤字となった施設について記入すること。

3. 経営・財務計画

(8) 長期借入金計画

(単位:千円)

借入先	〇〇年度(実績)					〇〇年度(実績)				〇〇年度(実績)			
	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			当期返済額	1年内返済 予定額			当期返済額	1年内返済 予定額			当期返済額	1年内返済 予定額	
計													

借入先	〇〇年度(計画)				〇〇年度(計画)				〇〇年度(計画)			
	当期増加額	当期減少額		当期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
		当期返済額	1年内返済予定額			当期返済額	1年内返済予定額			当期返済額	1年内返済予定額	
計												

借入先	〇〇年度(計画)				〇〇年度(計画)				〇〇年度(計画(五ヵ年)累計)			
	当期増加額	当期減少額		当期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	増加額	減少額		累計残
		当期返済額	1年内返済予定額			当期返済額	1年内返済予定額			返済額	短期振替額	
計												

注: 1年内返済予定額は、当期末残高に含めないこと。

Ⅲ－１－２－３ 別紙様式３（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）

番 号
年 月 日

農業協同組合（連合会）名

代表理事組合長（代表理事理事長、代表理事会長、会長等）名

農林水産大臣
農政局長
都道府県知事

検査指摘事項に対する改善状況等の報告について

令和 年 月 日を基準日として実施した貴組合の検査の結果を令和 年 月 日付け第 号で検査書として交付したところであるが、検査指摘事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注１）について、農業協同組合法第93条第１項（注２）の規定に基づき報告を求めるので、令和 年 月 日までに報告（正本１部、副本〇部）されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に《金融庁長官及び》農林水産大臣〔都道府県知事〕に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国〔都道府県〕を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できなくなる。）。また、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき又は当該決定の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

※ 《 》は、法第10条第１項第３号の事業を行う組合に対する処分を行う場合。
〔 〕は、都道府県知事が処分を行う場合。

注１） リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、次の注書きを追加すること。
リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

注２） 子会社に対して報告を求める場合は、「農業協同組合法第93条第１項」を「農業協同組合法第93条第２項」とすること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

発起人 住 所
代表者氏名

設立認可申請書

農業協同組合法第59条の規定により、 農業協同組合の設立
の認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 法第55条に規定する発起人会の開催に関する書類
（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- 6 法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類
（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- 7 法第57条に規定する設立準備会の開催に関する書類
（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- 8 法第58条に規定する創立総会の開催に関する書類
（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- 9 その他必要な書類
（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

定款変更認可申請書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、農業協同組合法第44条第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更条文新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 その他必要な書類
（事業計画書、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

注）出資一口の金額の減少又は出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の認可申請の場合は、添付書類の5を6とし、5として以下の書類を追加する。

- 5 法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

※ 出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の認可申請の場合は、「法第54条の5第3項において準用する法第49条第2項」とする。

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式６（組合の定款変更の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

定款変更届出書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、農業協同組合法第44条第４項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更条文新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式 7（組合解散の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

解散認可申請書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、
農業協同組合法第64条第2項の規定により解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 清算人名簿
- 4 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式８（組合解散の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

解散届出書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、
農業協同組合法第64条第４項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 解散の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 2 解散の登記に係る登記事項証明書
- 3 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

〇〇規程承認申請書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を定める決議を行
ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程の承認を申請しま
す。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程全文
- 3 規程を定める決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注 1） 〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注 2） 農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

〇〇規程変更承認申請書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する決議
を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程変更の承認を申
請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程変更新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注1）〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注2）農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

〇〇規程変更届出書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する決議
を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程変更新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注１）〇〇規程には届出を行う規程名を入れる。

注２）農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

Ⅲ－２－１－２－１、Ⅲ－２－１－２－２、Ⅲ－２－１－２－３ 別紙様式12（〇〇規程
廃止の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

〇〇規程廃止届出書

令和 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を廃止する決議
を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程廃止の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注１）〇〇規程には届出を行う規程名を入れる。

注２）農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

新設合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により
農業協同組合との合併により、新たに
合を設立するので、合併の認可を申請します。

農業協同組合と
農業協同組

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）（最終事業年度がない場合にあつては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録））
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

合併後存続する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

合併により解散する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

吸収合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により 農業協同組合と
農業協同組合との合併認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）（最終事業年度がない場合にあつては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録））
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 合併経過を記載した書面
- 10 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅲ－２－１－３－２ 別紙様式15（吸収合併の認可（法第65条の２に定める合併手続を行う場合））

	番 号 年 月 日
農林水産大臣 殿 合併後存続する組合 住 所 組 合 名 代表理事 氏 名	
合併により解散する組合 住 所 組 合 名 代表理事 氏 名	
吸収合併認可申請書	
農業協同組合法第65条第２項の規定により 農業協同組合と 農業協同組合との合併認可を申請します。	
（添付書類）	
1 合併の理由書 2 合併によって消滅する出資組合が合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本） 3 合併後存続する出資組合が合併の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本） 4 合併契約書及び覚書（謄本） 5 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）） 6 法第65条第４項において準用する法第49条第２項又は第３項及び第50条第２項に規定する手続を経たことを証する書面 7 合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を決議した場合は、法第48条の２第１項の規定による通知の状況を記載した書類 8 法第48条の２第２項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本） 9 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類 10 合併経過を記載した書面 11 合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを	

証する書面

- 12 合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 13 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 14 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

新設分割認可申請書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新たに 農業
協同組合を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 10 新設分割の経過を記載した書面
- 11 施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）
- 13 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅲ－２－１－４－２ 別紙様式17（新設分割の認可（法第70条の４に定める新設分割手続を行う場合））

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

新設分割認可申請書

農業協同組合法第70条の３第３項の規定により、新たに 農業
協同組合を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあつては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第70条の３第５項において準用する法第49条第２項又は第３項及び第50条第２項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 7 法第70条の３第５項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 8 新設分割の経過を記載した書面
- 9 新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面
- 10 新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の６分の１以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 11 施行規則第209条の２に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）
- 13 その他必要な書類（理事会議事録の写しなど）

[記入例]

子 会 社 等 財 務 報 告 書

霞ヶ関農業協同組合

1. 子会社等の概要

子会社等の名称	連結対象	持分法	法人の形態	業種区分	設立等事由	保有議決権割合					会社の役員数		財産状態						損益状況			剰余金の配当状況	設立年月日	備考	
	連結の範囲					当組合保有分	組合の子会社及び子法人等保有分	他の組合保有分	その他	計			うち組合出身の役員・使用人の数	資産計		負債計		資本計		当期売上高	経常利益				当期純利益
											うち当組合に対する債権	うち当組合に対する債務		うち資本	うち金										
																(%)	(%)	(%)	(%)			(%)			
農林水産株式会社	○		□	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021	S55.10.1		
計													1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021			

2. 記入上の留意点

- ① 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。
② 期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
③ 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに○を記入する。
④ 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
⑤ 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
⑥ 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
⑦ 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
⑧ 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の農業協同組合又は農業協同組合連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む)と共同して事業を行うため
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に6の特記事項に記入。)

6. 特記事項(作成上の前提等を記入する。)

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子会社
ロ	子法人等(子会社を除く。)
ハ	関連法人等

4. 業種区分

区分	業種
A	信用事業(信用事業子会社に該当するもの。)
B	共済事業(共済事業子会社に該当するもの。)
C	生産資材供給(LPG、SS事業を除く。)
D	生活物資供給(Aコープ)
E	SS事業(ガソリンスタンド)
F	LPガス事業
G	農機自動車販売・修理事業
H	農畜産物・農畜産物加工販売事業
I	農作業受託事業
J	農業経営(農業生産法人)
K	リース事業
L	不動産事業
M	旅行事業
N	福祉事業
O	葬祭業
P	運送・輸送業
Q	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に1の備考欄に記入。)

[記入例]

子 会 社 等 財 務 報 告 書

都 道 府 県 名 (○ ○ 農 政 局)

1. 子会社等の概要

組 合 の 名 称	子会社等の名称	連結対象	持分法	法人の形態	業 種 区 分	設 立 等 事 由	保 有 議 決 権 割 合					会 社 の 役 員 数		財 産 状 態						損 益 状 況			剰余金の配当状況	設立年月日	備 考						
		当組合保有分					組合の子会社及び子法人等保有分	他の組合保有分	その他	計	(人)	(人)	資 産 計		負 債 計		資 本 計		当期売上高	経 常 利 益	当期純利益	配 当 額									
													(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(千円)				(千円)	(千円)			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
霞ヶ関農協	農林水産株式会社	○		口	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021	S55.10.1							
小 計														1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021								
〇〇農協																															
〃																															
小 計														0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
〇〇連合会																															
〃																															
小 計														0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
合 計														1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021								

2. 記入上の留意点

- ① 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。
- ② 期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
- ③ 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに○を記入する。
- ④ 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
- ⑤ 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
- ⑥ 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
- ⑦ 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
- ⑧ 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子 会 社
ロ	子 法 人 等 (子 会 社 を 除 く 。)
ハ	関 連 法 人 等

4. 業種区分別会社数

区 分	業 種	会 社 数		
		組 合	連 合 会	計
A	信用事業(信用事業子会社に該当するもの。)			0
B	共済事業(共済事業子会社に該当するもの。)			0
C	生産資材供給(LPG、SS事業を除く。)			0
D	生活物資供給(Aコープ)	1		1
E	SS事業(ガソリンスタンド)			0
F	LPガス事業			0
G	農機自動車販売・修理事業			0
H	農畜産物・農畜産物加工販売事業			0
I	農作業受託事業			0
J	農業経営(農業生産法人)			0
K	リース事業			0
L	不動産事業			0
M	旅行事業			0
N	福祉事業	1		1
O	葬祭業			0
P	運送・輸送業			0
Q	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に1の備考欄に記入。)			
計		2	0	2

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の農業協同組合又は農業協同組合連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む)と共同して事業を行うため
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に6の特記事項に記入。)

6. 特記事項(作成上の前提等を記入する。)

VII－2－1 別紙様式20（監査規程変更の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
連合会名
代表理事 氏 名

監査規程変更認可申請書

監査規程を変更したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第20条第1項の規定により規程変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 監査規程新旧対照表
- 3 監査規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

VII－2－1 別紙様式21（監査規程変更の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
連合会名
代表理事 氏 名

監査規程変更届出書

監査規程を変更したので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第20条第2項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 監査規程新旧対照表
- 3 監査規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

VII－2－1 別紙様式22（監査規程廃止の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
連合会名
代表理事 氏 名

監査規程廃止届出書

監査規程を廃止したので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第20条第2項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程廃止の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

Ⅱ－１－２－２－２ 別紙参考

員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法

主たる事業	員外利用の限度	員外利用根拠
１．貯金の受入 (農協法第 10 条第 1 項 第 3 号)	$\frac{\text{組合員利用の 25/100 まで可} \quad \text{組合員外からの貯金・定期積金の受入}}{\text{組合員からの貯金の受入}} \leq 25\%$	農協法第 10 条第 17 項 施行令第 2 条第 1 号
２．資金の貸付 (農協法第 10 条第 1 項 第 2 号)	$\frac{\text{組合員利用の 25/100 まで} \quad \text{組合員外への貸出}}{\text{組合員への貸出}} \leq 25\%$	農協法第 10 条第 17 項 施行令第 2 条第 1 号
指定組合の場合	$\frac{\text{貯金・定期積金の合計額の 15/100 まで可} \quad \text{組合員外への貸出}}{\text{貯金・定期積金の合計額}} \leq 15\%$	農協法第 10 条第 18 項 施行令第 3 条
３．共済事業 (農協法第 10 条第 1 項 第 10 号)	$\frac{\text{組合員利用の 1/5 まで可} \quad \text{組合員外からの受入共済掛金}}{\text{組合員からの受入共済掛金}} \leq 20\%$	農協法第 10 条第 17 項
４．購買事業 (農協法第 10 条第 1 項 第 4 号)	$\frac{\text{組合員利用の 1/5 まで可} \quad \text{組合員外への購買事業供給高及び取扱高}}{\text{組合員への購買事業供給高及び取扱高}} \leq 20\%$	農協法第 10 条第 17 項
５．販売事業 (農協法第 10 条第 1 項 第 8 号)	$\frac{\text{組合員利用の 1/5 まで可} \quad \text{組合員外の生産物の販売高及び取扱高}}{\text{組合員の生産物の販売高及び取扱高}} \leq 20\%$	農協法第 10 条第 17 項
６．医療事業 (農協法第 10 条第 1 項 第 11 号)	$\frac{\text{組合員利用と同率 (100/100) まで可} \quad \text{組合員外の利用高}}{\text{組合員の利用高}} \leq 100\%$	農協法第 10 条第 17 項 施行令第 2 条第 2 号

<留意事項>

- (１) 事業年度末において、事業年度間の事業の利用分量（金額）をそれぞれ累計する。
ただし、「１．貯金の受入」及び「２．資金の貸付」は、平均残高を用いて算出する。
- (２) 「４．購買事業」及び「５．販売事業」の取扱高は、例えば委託販売における受入高に手数料を足し合わせたものである。
- (３) 加工事業（組合員の委託を受け、組合員の生産物を加工した後、それを組合員に返還する事業）は、員外利用割合の限度の特例（組合員利用と同率（100/100）まで可。施行令第 2 条第 2 号）が設けられており、「５．販売事業」に含まれないことに留意する。なお、販売事業の一過程として行われる加工は、販売事業に含まれる。

IV－2 別紙定款例（農事組合法人定款例）

制定	平成 14 年 3 月 1 日
改正	平成 15 年 3 月 31 日
	平成 18 年 7 月 20 日
	平成 18 年 12 月 18 日
	平成 19 年 1 月 25 日
	平成 23 年 2 月 28 日
	平成 25 年 5 月 15 日
	平成 27 年 3 月 3 日
	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 21 日
	令和 5 年 3 月 29 日

本定款例は、一律に適用することを求めるものではなく、本定款例と異なる内容の記載であっても、法令等で定める必要事項（※）や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

なお、設立後には2週間以内に届出が必要であることから、所管行政庁（1つの都道府県の区域を超えない区域を地区とする場合は都道府県、2つ以上の都道府県の区域を地区とする場合は農林水産省（地方農政局））に設立に先立ち相談することが望ましい。

※ 農事組合法人の定款には、法第72条の16の規定に基づき、次の事項については必ず記載しなければならない。

- 1 事業（定款例第6条）
- 2 名称（定款例第2条）
- 3 地区（定款例第3条）
- 4 事務所の所在地（定款例第4条）
- 5 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定（定款例第8条、第9条、第13条）
- 6 出資1口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度（定款例第17条、第18条）
- 7 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定（定款例第37条、第41条）
- 8 利益準備金の額及びその積立ての方法（定款例第38条）
- 9 事業年度（定款例第36条）
- 10 公告の方法（法人が公告（法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。）（定款例第5条）
- 11 役員の定数、職務の分担及び任免に関する規定（定款例第19条から第22条まで）
- 12 組合の存立時期を定めたときはその時期
- 13 現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数（定款例別表）

農事組合法人定款例(出資制の場合)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、農事組合法人〇〇（又は〇〇農事組合法人）という。

(地区)

第3条 この組合の地区は、〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇の区域とする。

[備考] 地区の範囲は、農民たる組合員の住所がある最小行政区画（市町村区）又はそれ以下（大字、字等）で規定することとし、最小行政区画が複数ある場合は、これを列記すること。

(事務所)

第4条 この組合は、事務所を〇〇県〇〇郡〇〇村に置く。

[備考] 所在地については、最小行政区画まで記載すれば足りる。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

[備考] 1 事務所の掲示場に掲示する方法のほか、時事に関する事項を掲示する日刊新聞紙に掲載する方法により公告を行う場合には、本条第1項を次のように規定すること。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、〇〇において発行する△△新聞に掲載する方法によってこれをする。

(注) 1 「〇〇において発行する△△新聞」の「〇〇」には都道府県名などの発行地を記載する。なお、発行地を限定しない場合には、「〇〇において発行する」を削ること。

2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく官報に掲載する方法による場合は、「〇〇において発行する△△新聞」を「官報」に改めること。

2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく電子公告による公告を行う場合は、本条第1項を次のように規定すること。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、電子公告による公告によってこれをする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、〇〇において発行

する△△新聞に掲載するものとする。

(注) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときに、官報による公告を行う場合は、「〇〇において発行する△△新聞」を「官報」に改めること。

第2章 事業

(事業)

第6条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員の農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)及び農作業の共同化に関する事業
- (2) 農業の経営
- (3) 前2号の事業に附帯する事業

[備考] 1 列挙事業中行わない事業は削ること。また、養畜等農業の一部門についての事業を行う組合は、各号中「農業」をその内容に応じてそれぞれ適当な字句に改めること。

2 法第72条の10第1項第2号かつこ書の事業を行う場合は、第3号中「前2号」を「前4号」に改め、同号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。ただし、以下の列挙事業中行わない事業は削ること。

(3) 前号に掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

- ① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ③ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ④ 農業生産に必要な資材の製造
- ⑤ 農作業の受託
- ⑥ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- ⑦ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(4) 農業と併せ行う林業の経営

3 なお、水産業、産業廃棄物処理業、経営コンサルタント業、レストラン経営業など法第72条の10第1項に規定された事業に該当しないものは、農事組合法人の定款に一切規定できないので、留意すること。

(員外利用)

第7条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「法」という。)第72条の10第3項に規定する範囲内とする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
 - (2) 農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
 - (3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
 - (4) この組合に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構
 - (5) この組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
 - (6) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- 2 この組合の前項第1号又は第2号の規定による組合員が農業を営み、若しくは従事する個人でなくなり、又は死亡した場合におけるその農業を営まなくなり、若しくは従事しなくなった個人又はその死亡した者の相続人であって農業を営まず、若しくは従事しないものは、この組合との関係においては、農業を営み、又は従事する個人とみなす。
- 3 この組合の組合員のうち第1項第5号及び第6号に掲げる者及び前項の規定により農業を営み、又は従事する個人とみなされる者の数は、総組合員の数の3分の1を超えてはならない。

[備考] 1 第6条第2号の事業を行わない組合においては、本条を次のように改めること。

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
 - (2) 農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- 2 例えば、酪農業に関する共同利用施設の設置を行う組合においては、本条を次のように改める等各組合の実態に即して組合員資格を具体的に明記すること。

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 乳牛〇頭以上を飼養する酪農を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 乳牛〇頭以上を飼養する酪農に従事する個人であって、その住所又はその従事する酪農に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの

- 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 7 条第 2 項によりなお従前の例によることとされる旧農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 28 条第 2 項において準用する同条第 1 項による組合員たる地位の継続を認める農事組合法人に関しては、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加えること。
- 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより、この組合の組合員でなくなった者で同法第 23 条第 1 項の認定を受けた農用地利用改善事業を行う団体（以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の理事の過半数による確認を受けたものは、引き続きこの組合の組合員とする。
- (1) その住所がこの組合の地区内にある者であること。
 - (2) 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。
 - (3) 農民である組合員と協同して農業の生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すると認められる者であること。
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 2 項において準用する同条第 1 項による組合員たる地位の継続を認める農事組合法人に関しては、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加えること。
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権が設定されたことにより、この組合の組合員でなくなった者で農業経営基盤強化促進法第 23 条第 10 項に規定する認定団体の構成員であるもののうち、当該賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の理事の過半数による確認を受けたものは、引き続きこの組合の組合員とする。
- (1) その住所がこの組合の地区内にある者であること。
 - (2) 賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。
 - (3) 農民である組合員と協同して農業の生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すると認められる者であること。
- 5 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人で、当該農事組合法人と連携して事業を行うことにより当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与する営農法人を組合員とする農事組合法人においては、本条第 1 項に次の 1 号を加えること。
- (7) この組合と連携して事業を行うことによりこの組合の事業の円滑化に寄与する農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）
- 6 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 9 条により、農業法人投資育成事業を営む株式会社からの出資を認める農事組合法人においては、本条第 1 項に次の 1 号を加えること。

- (7) この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 6 条に規定する承認事業計画に従って同法第 2 条第 2 項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第 5 条に規定する承認会社

（加入）

第 9 条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、書面をもってその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

4 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

5 出資口数を増加しようとする組合員については、第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

〔備考〕 1 第 6 条第 2 号の事業を行わない組合においては、本条第 1 項中「及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」を削ること。

2 現物出資を認めようとする組合においては、第 1 項中「出資口数」の次に「（現物出資をしようとする者にあつては、出資の目的たる財産）」を加え、第 3 項中「出資の払込み」の次に「（現物出資にあつては、出資の目的たる財産の給付。次項において同じ。）」を加えること。

3 出資について分割払込制を採る組合においては、本条第 3 項中「出資の払込み」を「出資の第 1 回の払込み」に改めること。

4 加入の諾否の決定を、組合員全員の同意にかからしめる場合には、本条第 2 項中「総会で」を「組合員全員の同意を得て」に、理事の過半数の同意にかからしめる場合には、本条第 2 項中「総会」を「理事の過半」に改めること。

（資格変動の申出）

第 10 条 組合員は、前条第 1 項の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は組合員たる資格を失ったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

（持分の譲渡）

第 11 条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3 項の出資の払込みは必要とせず、同条第 4 項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

（相続による加入）

第 12 条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得

した者が、相続開始後 60 日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱退)

第 13 条 組合員は、60 日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除名)

第 14 条 組合員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日 10 日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による組合員が、正当な理由なくして 1 年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
- (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

- 2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。

[備考] 1 第 6 条第 1 号の事業を行わない組合においては、本条第 1 項第 1 号を次のように改めること。

- (1) 第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による組合員が、正当な理由なくして 1 年以上この組合の事業に従事しないとき。

2 第 6 条第 2 号の事業を行わない組合においては、本条第 1 項第 1 号を次のように改めること。

- (1) 1 年間この組合の施設を全く利用しないとき

(持分の払戻し)

第 15 条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

- 2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規

定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条に次の2項を加えること。

- 3 第1項の規定により、持分を払い戻す場合においてその払戻しを受けようとする者がこの組合に対し農地等についての権利を現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)した者又はその相続人であるときは、その者(持分の払戻しを受けようとする相続人が2人以上ある場合には、その全員)の申出により、その持分の全部又は一部の払戻しに代えてその出資に係る農地等についての権利(この組合に属しているものに限る。)の全部又は一部を返還するものとする。この場合において、払い戻すべき持分の額が、出資の額より減少したときは、農地等についての権利の返還に係る持分の額とその出資金額との差額に相当する金額を当該返還を受ける者から徴収する。
- 4 前項の規定により持分の払戻しに代えて農地等についての権利を返還した場合において、その農地又は採草放牧地につきこの組合が費した有益費があるときは、民法(明治29年法律第89号)第196条第2項本文の規定に従い、これを当該返還を受ける者から徴収する。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

- 2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって当該農地等についての権利を返還しようとする場合においては、本条第3項中「前条第2項」を「前条第2項から第4項まで」に改めること。

第4章 出 資

(出資義務)

第17条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、出資総口数の100分の〇〇を超えることができない。

[備考] 1 現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加え、定款末尾に別表を加えること。

- 2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数は、別表のとおりとする。
- 2 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退又は組合の解散等に当たって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条にさらに次の1項を加えること。
- 3 現物出資の目的たる農地についての権利は、当該現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)をした組合員の承認を得なければ、これを処分することができない。

(出資 1 口の金額及び払込方法)

第 18 条 出資 1 口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

2 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

[備考] 出資について分割払込制を採る組合においては、本条を次のように規定すること。

第 18 条 出資一口の金額は、金〇〇円とし、3 回分割払込みとする。ただし、全額一時に払い込むことを妨げない。

2 出資第 1 回の払込金額は、1 口につき金〇〇円以上とし、第 2 回以後の出資の払込みについては、第 1 回の出資払込みの事業年度の次の事業年度の〇月までに残額の 2 分の 1 以上を払い込むものとし、その次の事業年度の〇月までに残額の全部を払い込むものとする。

3 組合員は、前 2 項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

第 5 章 理 事

[備考] 監事を置く組合においては、本章を次のように規定すること。

第 5 章 役 員

(理事の定数)

第 19 条 この組合に、理事〇人を置く。

[備考] 1 各組合の実態に即し、役員の定数、監事の設置の有無を定めること。

2 監事を置く組合においては、本条を次のように規定すること。

第 19 条 この組合に、役員として、理事〇人及び監事〇人を置く。

(理事の選任)

第 20 条 理事は、総会において選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による決議を必要とする。

3 理事は、第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による組合員でなければならない。

[備考] 監事を置く組合においては、本条を次のように規定すること。

(役員の選任)

第 20 条 役員は、総会において選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による決議を必要とする。

3 理事は、第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による組合員でなければならない。

(理事の解任)

第 21 条 理事は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。この場合において、理事は、総会の 7 日前までに、その請求に係る理事にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

[備考] 監事を置く組合においては、本条中「理事は、任期中」を「役員は、任期中」に、「理事に」を「役員に」に改めること。

(代表理事の選任)

第 22 条 理事は、代表理事○人を互選するものとする。

[備考] 農事組合法人は、代表理事を置くことが可能となっているが、法令に基づき設置するものではないため、設置したとしても農事組合法人内の事務の代表となるだけである。また、代表理事を互選したとしても、理事全てに法令による代表権が付与されていることから、設立若しくは理事の変更登記の際には、選任された全ての理事を登記する。

(理事の職務)

第 23 条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を掌理する。

2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

[備考] 1 理事を 2 名以上置く組合において、定款に特別の定めがないときは、農事組合法人の業務は理事の過半数で決する。

2 監事を置く組合においては、本条の次に次の 1 条を加え、次条以降を繰り下げること。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この組合の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況及び業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(理事の責任)

第 24 条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

3 理事がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

5 理事が、次の各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 法第 72 条の 25 第 1 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(2) 虚偽の登記

(3) 虚偽の公告

- 6 理事が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の理事もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

[備考] 監事を置く組合においては、本条中「理事」を「役員」と改め、第5項を次のように改めること。

- 5 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第72条の25第1項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、就任後〇年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任及び法第95条第2項の規定による改選によって選任される理事の任期は、退任した理事の残任期間とする。

- 2 前項ただし書の規定による選任が、理事の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず、就任後〇年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 3 理事の数が、その定数を欠くこととなった場合には、任期の満了又は辞任によって退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

[備考] 1 監事を置く組合においては、本条中「理事」を「役員」と改めること。

- 2 理事の任期については、3年以内とすること。

(特別代理人)

第26条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第6章 総会

(総会の招集)

第27条 理事は、毎事業年度1回〇月に通常総会を招集する。

- 2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事の過半数が必要と認めたとき

(2) 組合員が、その5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理

由を記載した書面を組合に提出して招集を請求したとき

- 3 理事は、前項第2号の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に、総会を招集しなければならない。

〔備考〕 監事を置く組合においては、本条に次の1項を加えること。

- 4 監事は、財産の状況又は業務の執行について法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めた場合において、これを総会に報告するため必要があるときは、総会を招集する。

（総会の招集手続）

第28条 総会を招集するには、理事は、その総会の日から5日前までに、その会議の目的である事項を示し、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

- 2 総会招集の通知に際しては、組合員に対し、組合員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

（総会の決議事項）

第29条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (3) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

〔備考〕 1 他の団体への加入及び団体からの脱退を総会の決議事項とする組合においては、本条に次の1号を加えること。

- (4) 団体への加入及び団体からの脱退

2 持分の譲渡及び出資口数の減少を認める組合においては、本条に次の1号を加えること。

- (4) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

（総会の定足数）

第30条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第34条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

（緊急議案）

第31条 総会では、第28条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、決議するものとする。ただし、第33条各号に規定する事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

（総会の議事）

第32条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において、総会に出席した組合員の中から組合員がこれを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別決議)

第 33 条 次の事項は、総組合員の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名

[備考] 組合員の加入又は理事の解任について特別決議事項とする組合においては、本条に、次の 2 号を加えること。なお、監事を置く組合においては、「理事」を「役員」と改めること。また、他の事項について特別決議事項とするときは、その事項を号として加えること。

- (4) この組合への加入（持分の相続又は譲受けによる加入を含む。）の承認
- (5) 理事の解任

(書面又は代理人による決議)

第 34 条 組合員は、第 28 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の組合員でなければならない。
- 4 代理人は、2 人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第 35 条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録を作成した理事の氏名
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

[備考] 1 監事を置く組合においては、第 3 号中「理事」を「理事及び監事」に改めること。

2 現物出資を認める組合においては、本条に次の 1 項を加えること。

2 総会において現物出資の目的たる財産の価額及びこれに対して与える出資の口数の決定に係る定款の変更を決議したときは、当該決議に同意した組合員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

第7章 会 計

(事業年度)

第36条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(剰余金の処分)

第37条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

〔備考〕 剰余金を任意積立金として処分する組合においては、本条を次のように改め、第39条の次に次の1条を加え、第40条以降を繰り下げること。

第37条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(任意積立金)

第40条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第38条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

2 任意積立金は、損失金の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。

(利益準備金)

第38条 この組合は、出資総額の〇〇に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合は、これを填補した後の残額。第40条第1項において同じ。）の10分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

〔備考〕 1 利益準備金の額は、出資総額の2分の1を下ってはならない。

2 任意積立金の規定を置く組合においては、「第40条第1項」を「第40条第1項及び第41条第1項」に改めること。

(資本準備金)

第39条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

配当は、定款例第6条に規定する事業にあわせて以下の中から規定すること。

なお、配当は、損失を埋め、法第73条第2項において準用する法第51条第1項の利益準備金及び同条第3項の資本準備金を控除した後でなければしてはならない。

【利用分量配当のみを行う場合】

(配当)

第40条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当とする。

2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴

って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。

- 3 前項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 4 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

【従事分量配当のみを行う場合】

(配当)

第40条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当とする。

- 2 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 3 前項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 4 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

【利用分量配当及び従事分量配当を行う場合】

(配当)

第40条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当及び組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 5 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

【利用分量配当及び出資配当を行う場合】

(配当)

第40条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- 3 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。

- 4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 5 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

【従事分量配当及び出資配当を行う場合】

(配当)

第40条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 3 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。
- 4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 5 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

【利用分量配当、従事分量配当及び出資配当を行う場合】

(配当)

第40条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。
- 5 前3項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 6 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失金の処理)

第41条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、その填補に充てるものとする。

〔備考〕 剰余金を任意積立金として処分する組合においては、本条を次のように改めること。

第41条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、その填補に充てるものとする。

第8章 雑 則

(残余財産の分配)

第42条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。

3 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、この組合の解散について当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条第2項中「第15条第2項」を「第15条第2項から第4項まで」に改めること。

附 則

この組合の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第25条第1項の規定にかかわらず 年 月 日までとする。

理事 ○○○○、○○○○、○○○○

監事 ○○○○

(備考) 現物出資を認める組合においては、次の別表を加えること。

別 表

組合員の氏名	現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該組合員に与える出資口数